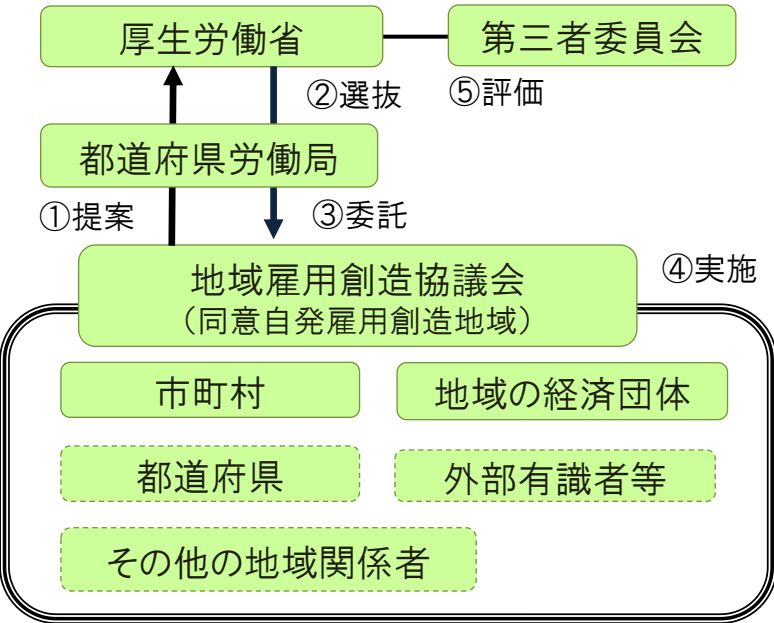


実践型地域雇用創造事業

《概要》

- 雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援
- 地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものを選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託

実施スキーム



事業内容

地域の特性を活かした重点事業分野を設定(複数可)のうえ、地域の創意工夫による以下の雇用対策事業を策定、実施

①雇用拡大メニュー(事業主向け)

新規創業、新分野への進出、事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図る
例: 創業や事業拡大に必要な技術、ノウハウを提供するセミナー等

②人材育成メニュー(求職者向け)

地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者の能力開発や人材育成を図る
例: スキルアップ研修、職場体験(地域内企業、求職者等のニーズ、シーズに合った就職等に有益なもの)等

③就職促進メニュー

上記①②のメニューを利用した事業主・求職者などを対象に地域求職者の就職促進を図る
例: 求人情報の収集・提供、就職面接会の開催等

④雇用創出実践メニュー

上記②で育成した求職者を雇用し、地域の産業及び経済の活性化等に資する事業を行うことにより、波及的な雇用機会の増大を図る
例: 地域ブランド商品の開発、販路拡大、観光誘客等

実施期間

同一地域における事業期間は3年度以内

事業規模

1地域あたり各年度2億円(複数の市町村で実施する場合は2.5億円)を上限

対象地域

- ① 1又は複数の市町村であること
- ② 最近3年間(平均)及び最近1年間の地域の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合には1.0.67(1の2/3)未満である場合には0.67)以下であること

実践型地域雇用創造事業

雇用創造に向けた意欲がある地域が、地域求職者等の雇用創造に取り組み、合わせて地域課題や雇用課題も創意工夫により解決する取組を支援するものです。以下が主な実施要件等。

- 1 有効求人倍率が全国平均以下の地域（現在は0.67倍以下）
- 2 市町村単位（複数も可）で協議会を設置している地域
- 3 コンテスト方式により地域から提案された事業構想が有識者等で構成された第三者委員会で選択された地域
- 4 最大3年度間の国からの委託事業

事業効果等

直接効果 実践事業の成果物等

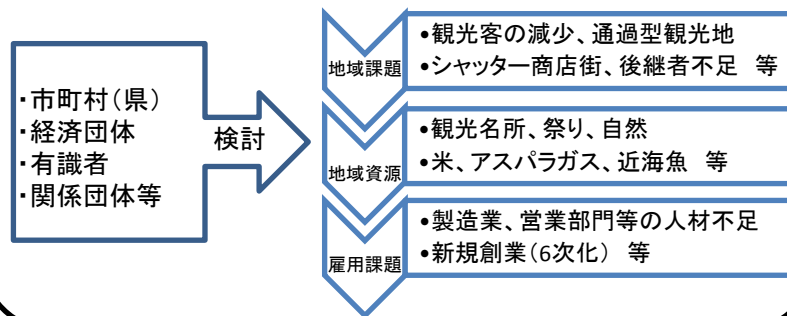
- ・新規創業、事業拡大による就業者増
- ・実践事業終了後の事業継続による就業者増
- ・実践事業成果物による経済活性化に伴う就業者増等

波及的効果 直接効果の余波

- ・直接効果があった事業所等の取引増に伴う周辺事業所での就業者増
- ・地域情報発信等に伴う観光客の増加や観光関連事業所での就業者増
- ・就業先増に伴う住民増（過疎防止効果）等

地域雇用創造協議会

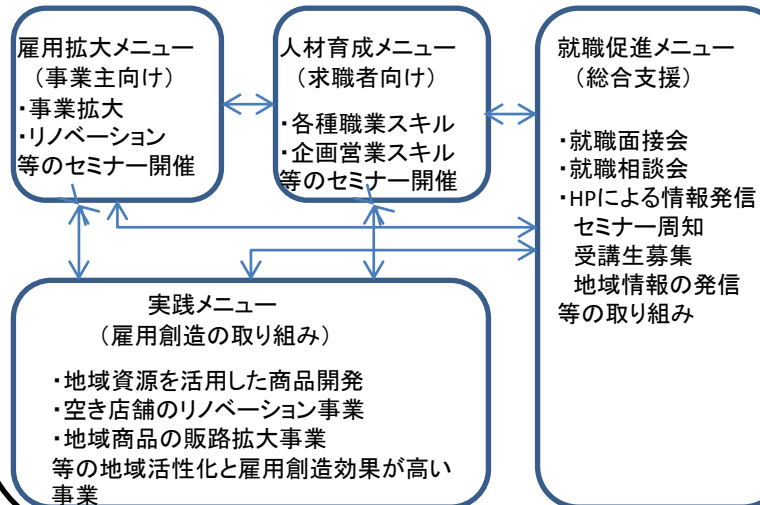
雇用創造から地域課題や雇用課題の解決



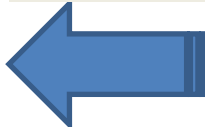
構想

実践事業

雇用創造効果が期待出来るメニューで構成



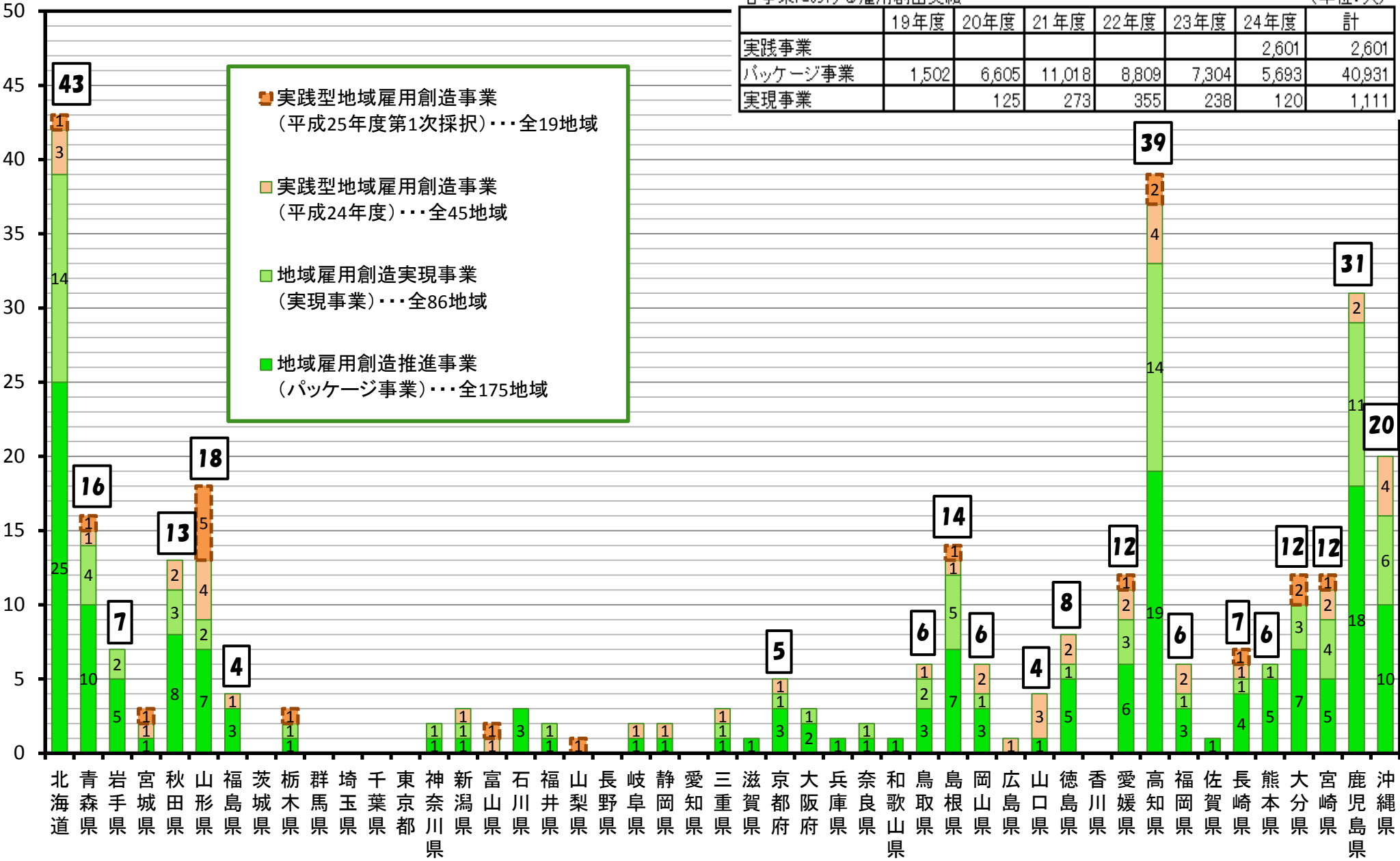
事業終了後



実践型地域雇用創造事業の実施地域

各事業における雇用創出実績

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
実践事業						2,601	2,601
パッケージ事業	1,502	6,605	11,018	8,809	7,304	5,693	40,931
実現事業		125	273	355	238	120	1,111



※ 平成19年度以降に開始した事業。これらの事業は、有効求人倍率が全国平均(1以上の場合1、0.67未満の場合0.67)以下の地域で実施可能なものであるため、各都道府県の取組状況について単純な比較はできない点に留意が必要。

実践型地域雇用創造事業の拡充(地域雇用開発支援WTの設置)

《概要》

- 実践型地域雇用創造事業において、地域雇用開発支援WTを新たに設置し、厚生労働省や事業実施地域及び事業検討地域からの要請等により、WTのメンバーを要請等のあった地域に派遣することにより、事業の進捗・検討状況から課題等を分析し、事業実施に必要なアドバイスを行い、事業を着実かつ円滑に実施できるよう支援する。

